

## 「国税不服審判所における審査請求実務」に関する勉強会開催報告

行政問題委員会 副委員長 濱 和 哲

平成30年6月26日、行政問題委員会が主催する勉強会「国税不服審判所における審査請求実務」を開催しました。当日は、大阪国税不服審判所から3名の審判官（平松亜矢子審判官、永井秀人審判官、福永智子審判官）を講師としてお招きし、国税不服審判所の組織概要、一般的な審査請求手続の流れに関する解説を頂きました。

3名の審判官は、いずれも弁護士出身かつ現役審判官（当時）でしたので、租税案件や審査請求に関与する機会が少ない弁護士にとっても、非常に分かりやすい解説であったと思います。

当日は、事前に当委員会で準備した質問事項に基づき、3名の審判官と司会との間で質疑応答を行いながら、参加した会員からも随時質問をするという方法で進行を行いましたので、非常に活発な意見交換が行われる勉強会となりました。

国税不服審判所の審理は、書面審理が中心であると考えられますが、当日の説明では、審判官が必要に応じ現地に行く等することも多いとのことであり、この点は事前の印象とは異なる点でした。

また、実務上の運用として行われている「請求人面談」は、審査請求の申立後早い段階で行われることが多いようですが、審査請求人（代理人）としては、面談において、審査請求人の主張の骨子を説明し重要な証拠を提示するなど、審判官に直接主張内容を訴えることができる数少ない機会を積極的に利用すべきだと感じました。「同席主張説明」は、国税通則法改正以前においては審

査請求人・処分庁の双方当事者が同席して審理を行う手続がなかったことから、主として改正前における実務上の工夫として行われていた手続ですが、改正後においても口頭意見陳述の申立てがない事案などでは利用されているようです。

行政不服審査法における審査請求手続においても課題として指摘されることが多い証拠書類の閲覧謄写に関しても、質疑応答がありました。審査請求手続においては、裁判手続とは異なり、処分庁から提出された証拠書類が直接審査請求人に送付されることはなく、審査請求人は担当審判官に対し証拠書類の閲覧謄写を行う必要があります。閲覧謄写手続は、当事者にとって煩瑣であるほか、閲覧謄写の範囲を判断する審判官にとっても手間がかかる手続であるため、改正を要する事項であると思われます。

議決に至るまでの間には当初合議、中間合議、最終合議があるとされますが、実際にはそれよりも頻繁に合議がされているということであり、一つの事件に対し様々な角度からの議論、検討がされているという印象を受けました。

国税不服審判所は、行政内部における救済機関として迅速な権利救済を目的としており、1年以内に裁決をするという「ワンイヤールール」が設定されています。そのため、裁判手続よりも早いペースで書面の提出が求められますので、審査請求人（代理人）としては注意が必要となります。

